

発議案第2号

令和8年6月25日

紫波町議会

議 長 武 田 平 八 殿

提出者 人口減少対策調査特別委員会
委員長 根 水 康 博

「人口減少対策に関する提言書」の提出に関する決議について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに紫波町議会
会議規則第13条3項の規定により提出する。

「人口減少対策に関する提言書」の提出に関する決議

我が国は、平成 20 年をピークとして人口減少時代に突入した。本町においても、平成 16 年をピークとして人口が緩やかに減少を続けており、国立社会保障・人口問題研究所の平成 25 年 3 月推計に基づく令和 42 年（2060 年）の推計人口は、24,037 人まで減少する可能性を示唆している。

このことから、町は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少の抑止への対策に取り組んでいるところであり、議会としても人口減少に対する危機感を持ちながら、町づくりを進めるための方策について調査・研究するため、令和 6 年 3 月 21 日に人口減少対策調査特別委員会を設置し、当町における人口減少対策について、「担い手不足（就労支援、高齢化）」、「空き家・空き地（人口流出、移住定住）」、「子育て・出会い支援」、「コミュニティの衰退」の 4 つのテーマに分類し、今後の課題や方向性を検討してきた。この結果を踏まえ、早急な取り組みを講じられるよう、次のとおり、町に対し政策提言するものである。

【提言 1】農業者の担い手確保及び育成について

（1）農業経営の強化及び効率化

農地中間管理機構の活用や遊休農地の集約、法人経営体の育成、さらには労働力確保に向けた支援（季節雇用等の労働力確保に向けたマッチング支援強化・地域おこし協力隊等の農業分野への受け入れ拡充）などにより、持続可能な経営基盤の確立を図ること。

（2）就農しやすい環境の整備

資金支援の拡充に加え、生産農家や農業団体と連携した研修体制の構築、親元就農者を含めた支援の強化、販路拡大やブランド化の推進など、多様な担い手が参入しやすい環境を整備すること。

（3）関係人口の創出と将来の担い手育成

本町出身者等に対する農業体験機会の提供や農村文化（さなぶり、収穫祭）への参加促進の充実、子どもを対象とした農業体験活動（草刈り、収穫体験、食の体験等）の充実を通して、農業への関心を高め、将来的な担い手の確保につなげていくこと。

【提言 2】空き家・空き地対策

「紫波町版『住まいのエンディングノート』の作成」

「チャート式」等の工夫により、必要な情報や支援が明確になる紫波町版「住まいのエンディングノート」を作成すること。

また、法律や町の支援情報の変化に柔軟に対応し、最新情報の提供及び冊子作成費用の削減ができるよう、ホームページ上から閲覧、ダウンロードできる仕様にするとともに、変更内容を随時修正するよう検討すること。

【提言 3】移住定住・選ばれる町、戻りたいと思える町づくり

（1）二拠点生活やリモートワークなど多様な移住促進策

宅地造成や近隣自治体に医療施設や大学が移転したことなどにより人口の社会増は

見られるが、所謂「東京一極集中」から紫波町への移住につながる支援策や町づくりを行うこと。

(2) 生活基盤の充実

ファミリー層に選ばれていることから、子育て支援の充実が必要である。また、進学や就職で町を離れた人が戻って来られるよう、働く場の確保や地域コミュニティなどの環境作りが必要。住み続けられるためには、これらの取り組みに加え、高齢者支援などを複合的に行う必要がある。さらに、県や近隣市町との広域的な取り組みを構築すること。

(3) 紫波町のPR・情報発信のさらなる充実

移住支援金の対象者が拡大したことは、町が課題としている担い手不足を解消する可能性があり、東京圏の人に紫波町をより一層PRする施策が必要。移住や転入を検討する場合、インターネットで「紫波町」「移住」「子育て」などを検索することから、検索エンジンで町の魅力や支援体制情報につながるよう、情報発信のあり方や見やすいホームページを作成すること。

また、地方就職支援金は令和6年度から始まった事業であり認知度が高いとは言えないため、20歳の集いの時にパンフレットを配ることや、紫波町在住の親族が情報をキャッチして伝えられるよう、就職活動時期に公式LINEで発信するなどの方策を講じること。

**【提言4】子育て支援の取り組みについて
「多世代同居支援事業」**

多世代の同居による定住をする者に、住宅改修のための助成金を支給し、子育て支援、地域コミュニティの維持を図り定住人口の増加を目指すこと。

【提言5】地域コミュニティづくり

- (1) 地域ごとの特色や資源を生かしながら、子育て世代や若者も地域活動に関わりやすい環境づくりを進め、「暮らし心地の良い地域」の形成が重要である。

「紫波町地域づくり指針」に掲げる方向性について、地域住民と丁寧に関わりながら、各地域が抱える課題や将来像について話し合う機会を充実させること。

- (2) 地域おこし協力隊や集落支援員等を含め、地域の実情に応じた人的支援や助言体制の充実に努め、持続可能な地域コミュニティの形成に向けた伴走支援が重要である。

地域住民が集い、相談し、支え合うことができる地域の拠点づくりを進めるとともに、地域活動を継続できる体制づくりへの支援を図ること。

以上、決議する。

令和8年6月25日

紫波町議会